EU 指令「DAC7」によるプラットフォーム事業者に対する報告義務

Issue 177, June 14, 2021

In brief

経済のデジタル化が急速に進展し、いわゆるシェアリングエコノミーまたはギグエコノミーの経済規模も拡大する中、欧州連合（EU）では、新たな EU 指令（DAC7）が採択され、デジタル経済における税の透明性を高めるための新たな措置として、プラットフォーム事業者に対して、自社のデジタルプラットフォーム上で販売者が計上した収益を特定・追跡して税務当局へ報告する義務を課し、そうした情報を EU 加盟国の課税当局間で自動的に情報交換する制度が、導入されることとなりました。

この新制度の導入により、EU 加盟国の課税当局としては、プラットフォームを介した売買やサービス提供がクロスボーダーで行われる場合において、販売者が得る売上に対する所得税や付加価値税（VAT）に対する適正課税の確保を期待しています。

新たに報告義務を課されるプラットフォーム事業者には、EU 域内に支店等を有しない域外事業者も含まれるため、日本のプラットフォーム事業者が運営するプラットフォームを介して EU 域内居住者が一定のサービス提供等を行った場合、その日本のプラットフォーム事業者に対して DAC7 による報告義務が課される可能性があります。

プラットフォーム事業者でない場合の影響としては、販売者として DAC7 の影響を受ける可能性があります。取引を行っているデジタルプラットフォームの運営事業者から、納税者番号等の追加の情報や書類の提出を求められることが想定されます。

In detail

1. プラットフォーム事業者にかかる報告義務

2021 年 3 月 22 日、欧州連合理事会は、既存の税務行政協力指令（2011/16/EU）の改正として、EU 加盟国の課税当局間における情報の自動交換の範囲をプラットフォーム事業者に拡大する改正指令（DAC7）を採択しました。

EU 加盟国は、2022 年 12 月 31 日までに同改正指令の内容を導入するための国内法を施行し、2023 年 1 月 1 日からこれに基づく新規則を適用しなければならないとされています。2023 年 1 月 1 日以降の報告対象期間に対応する最初の情報について、2024 年中の報告が求められます。

また、プラットフォーム事業者は、2023 年 1 月 1 日の時点で、販売者の受け入れにかかる一定のデューデリジェンスの手順を運用開始できるよう準備が必要となります。

DAC7 による新規則は、EU 加盟国の税務当局に対し、デジタルプラットフォームを仲介して行われる商業活動に関する所得税や VAT などの適正課税を確保するために必要な情報を提供するとともに、プラットフォーム事業者の事務負担を軽減させるべく標準化された報告義務を導入することを目的としています。

新たな報告義務は、特定の販売者（「報告対象販売者」）が国内あるいはクロスボーダーで以下の活動（「特定活動」）を行うために他のユーザーとの接続を可能にするデジタルプラットフォームの運営者（EU 域外事業者を含む）に適用されます。

a. 不動産の賃貸
b. 「人的サービス」の提供
c. 商品の販売
d. 輸送手段のレンタル

報告対象販売者は、自然人・法人といった法的性質に関わらず、いずれかの EU 加盟国の居住者である者、または、いずれかの EU 加盟国にある不動産の賃貸を行っている者と規定されています。

報告義務が課されるプラットフォーム事業者には、EU 加盟国の税務上の居住者である事業者や EU 加盟国内に支店等の拠点を有する事業者が含まれるのはもちろんですが、公平な競争の確保のため、EU 域外の事業者であっても、報告対象販売者による特定活動、あるいは EU 加盟国内の不動産の賃貸を伴う特定活動をファシリテートする場合には、報告義務が課されます。

ただし、これらの EU 域外のプラットフォーム事業者が、自国（EU 域外国）の当局に対して、同様の報告義務を果たしており、EU 加盟国と当該国との間の合意に基づいて EU 当局と情報交換される場合には、報告義務が免除されます。

報告対象となる情報には、納税者番号を含む販売者の正確な特定に関連する情報と、プラットフォームを通じて販売者が実現した利益の確定に関連する情報が含まれます。報告義務を有するプラットフォーム事業者は、販売者が報告対象販売者として特定された暦年の翌年 1 月 31 日に、管轄の税務当局に報告することが求められます。報告を受けた EU 加盟国は、販売者の税務上の居住地である他の EU 加盟国の税務当局に対して、プラットフォーム事業者から受け取った情報を 1 カ月以内に提供することとされています。

報告されたデータは、所得税と VAT の両方の目的に使用されます。税務当局は、このデータを所得税や VAT の追徴課税を行うためのカウンター情報として利用できるようになるため、デジタル経済における課税対象事象の追跡に寄与するものと期待されています。VAT については、2021 年 7 月 1 日に欧州の電子商取引に関する規則が大きく変わり、プラットフォーム事業者が販売者に代わって VAT 納税義務を負うケースが増えましたが、DAC7 の導入によって、プラットフォーム事業者が VAT 納税義務を負わない取引についても、販売者の情報を報告する義務が追加されることとなります。

2. 日本企業への影響

新たに報告義務を課されるプラットフォーム事業者には、EU 域内に支店等を有しない域外事業者も含まれるため、日本のプラットフォーム事業者が運営するプラットフォームを介して EU 域内居住者が一定のサービス提供等を行った場合、その日本のプラットフォーム事業者に対して DAC7 による報告義務が課される可能性があります。

日本において、今後 DAC7 と同様に、プラットフォーム事業者に対する報告義務制度が導入される場合には、日本のプラットフォーム事業者は、「適格非 EU プラットフォーム事業者」として、DAC7 による EU 加盟国での登録義務や報告義務を免除される可能性があります。ただしそのためには、日本において、販売者情報の入手に関する「デューデリジェンス」手続および報告要件が DAC7 と同水準で整備され、EU 加盟国と日本との間で販売者情報に関する自動的情報交換を実施するための合意が締結される必要があります。

DAC7 では、報告制度の実効性を担保するため、DAC7 に基づく登録や報告義務に違反するプラットフォーム事業者に対して、相応の罰則規定を導入することを義務付けており、改正指令の前文においては、究極的な罰則として、義務に応じないプラットフォーム事業者に対して EU 域内でのプラットフォーム運営を阻止するよう EU 加盟国が強調して取り組むことが示唆されています。

プラットフォーム事業者でない場合の影響としては、販売者として DAC7 の影響を受ける可能性があります。取引を行っているデジタルプラットフォームの運営事業者から、納税者番号等の追加の情報や書類の提出を求められることが想定されます。

3. その他の改正項目

上記とは別に、DAC7 では、当局間情報交換制度に関して以下の改正が行われています。

- 要求に応じた情報交換（「グループ要求」を含む）の前提条件としての「予見可能な関連性」の基準の明確化
- 自動情報交換の対象となる取引をロイヤリティにまで拡大
- 複数国税務当局による共同税務調査に関する新しい法的枠組み

The takeaway

OECD レベルでは、2020 年 7 月、OECD が主導する BEPS（税源浸食利益移転）包摂的枠組によって、「シェアリング・ギグエコノミーの売主に係るプラットフォーム事業者による報告のモデル・ルール」が合意公表されています。DAC7 の報告ルールは、OECD の「モデル・ルール」と完全に一致するものではなく、報告対象販売者の範囲や報告義務を負うプラットフォーム事業者の範囲は異なっています。しかしながら、DAC7 の前文においては、EU 域外の国々が、EU の DAC7 を先例として「モデル・ルール」に沿った相互情報交換制度を導入することが期待されており、「モデル・ルールは、本指令とモデル・ルールの双方の適用囲内にある特定活動に関連して、同等の情報の報告を規定することが期待されており、また、追加の関連活動をカバーするためにさらに拡大される可能性がある」と謳われています。

Let’s talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人
〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー
www.pwc.com/jp/tax

パートナー　村上　高士
ディレクター　溝口　豪

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose（存在意義）としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.
PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.